野洲市空き家バンク設置要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、野洲市における空き家の有効活用を通して、危険な空き家の発生を防止し、良好な住環境の確保を図るため、野洲市空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、[次の各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000023)に掲げる用語の意義は、[当該各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000023)に定めるところによる。

(1)　空き家　個人が居住を目的として所有し、かつ、現に居住せず、又は近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物（共同住宅又は長屋を除く。）、その附属物及び当該建物（附属物がある場合は、その附属物を含む。）が存する土地をいう。

(2)　所有者等　空き家に係る所有権等その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3)　空き家バンク　この告示の定めるところにより、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住又は定期的な滞在を目的として空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。

(4)　宅建業者　野洲市空き家バンクの運営に関する協定書を締結している組織に加盟する宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

（組織との協定）

第３条　市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、宅地建物取引業法第74条に規定する法人と媒介を行う宅建業者の決定及び媒介に関する事項について、協定を結ぶものとする。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等(以下「物件登録希望者」という。)は、野洲市空き家バンク登録申込書([様式第１号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000328))に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　野洲市空き家バンク登録カード([様式第２号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000334))

(2)　物件登録希望者の身分を証するものの写し

(3)　登録希望物件の図面等

(4)　登録しようとする空き家及び空き家の存する土地の不動産登記全部事項証明書

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　物件登録希望者が、[次の各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000070)のいずれかに該当する者である場合は、[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000048)の規定による登録の申込みをすることができない。

(1)　本市の市税を滞納している者

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員である者

(3)　設定された権利等により売却又は賃貸ができない建物等を空き家バンクに登録しようとする者

(4)　[前３号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000070)に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

３　市長は、[第１項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000065)の規定による登録の申込みを受け、その内容を確認の上、適当と認めたときは、野洲市空き家バンク登録申込物件調査・媒介依頼書([様式第３号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000340))により、[前条](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000037)に規定する野洲市空き家バンクに係る運営の協定を締結した団体(以下「協定締結団体」という。)に調査及び媒介に係る協力を依頼するものとする。

４　[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000084)の規定による依頼を受けた協定締結団体は、当該空き家の調査及び媒介を担当する宅建業者を決定し、当該宅建業者は、速やかに依頼のあった物件の調査を行うものとする。

５　[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000090)の規定により物件の調査を行った宅建業者は、当該物件の調査結果を、野洲市空き家バンク登録申込物件調査結果報告書([様式第４号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000346))に調査結果のわかる書類を添えて市長に報告するものとする。

６　物件登録希望者は、空き家の売買、賃貸等の媒介又は代理に関する契約を宅建業者と締結し、その契約書の写しを市長に提出しなければならない。

７　市長は、[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000099)の規定による契約書の写しの提出をもって、野洲市空き家バンク登録台帳([様式第５号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000352))に当該空き家に関する情報を登録するものとする。

８　第６項の規定により契約を締結した宅建業者は、速やかに当該空き家に関する内容がわかる書類を市長に提出し、これを受け、市長は、速やかにその内容を国土交通省が所管し、提供している全国版空き家・空き地バンクに掲載するものとする。

９　[第７項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000102)の規定による登録について、その登録ができる期間は、登録の日から起算して２年間とする。

10　市長は、[第７項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000102)の規定による登録をしたときは、野洲市空き家バンク登録完了通知書([様式第６号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000358))により当該空き家の物件登録希望者に通知するものとする。

11　市長は、市内の空き家について、空き家バンクに登録することが適当であると認めるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクへの登録の申込みを勧めることができる。

12　市長は、次の各号のいずれかに該当し、第７項の規定による登録が適当でないと判断した場合は、野洲市空き家バンク登録不可通知書（様式第７号）により物件登録希望者に通知するものとする。

(1)　物件登録希望者が第２項各号のいずれかに該当した場合

(2)　第５項の規定に基づき行われた調査の結果、物件登録希望者が登録を希望する物件が不適当であると判断した場合

（空き家に係る登録事項の変更）

第５条　空き家バンクに登録された空き家の所有者等(以下「登録所有者」という。)は、野洲市空き家バンク登録台帳に登録した事項(以下「物件登録事項」という。)を変更したときは、野洲市空き家バンク登録変更届出書([様式第８号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000364))に、物件登録事項の変更内容を記載した新たな野洲市空き家バンク登録カードを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（空き家バンクの登録期間の延長）

第６条　登録所有者は、空き家バンクへの登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、野洲市空き家バンク物件登録期間延長申出書([様式第９号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000370))を登録期間満了日までに市長に提出しなければならない。

２　[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000134)の規定により延長できる期間は、２年間とし、その後も、また同様とする。

３　市長は、[第１項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000134)の規定による申出を受け、空き家バンクの登録期間を延長したときは、野洲市空き家バンク物件登録期間延長通知書([様式第10号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000376))により当該登録所有者に通知するものとする。

（空き家バンクの登録の抹消）

第７条　市長は、[次の各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000155)のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家バンクから抹消するとともに、野洲市空き家バンク登録抹消通知書([様式第11号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000382))により当該登録所有者に通知するものとする。

(1)　登録した空き家及び当該空き家の存する土地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2)　登録所有者が、野洲市空き家バンク登録抹消申請書([様式第12号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000388))を提出したとき。

(3)　登録所有者が、空き家バンクへの登録期間の満了日までに登録期間の延長の申出をしなかったとき。

(4)　登録所有者が、[第４条第２項各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000070)のいずれかに該当することとなったとき。

(5)　空き家バンクに登録した空き家の情報（野洲市空き家バンク物件登録カードに記載された情報をいう。以下「空き家情報」という。）に虚偽があると市長が認めたとき。

(6)　[前各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000155)に掲げるもののほか、市長が登録することが適当でないと認めたとき。

（空き家バンク登録情報の提供）

第８条　市長は、空き家情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項第１号に規定する個人情報を除いた情報を市ホームページ等において公開するものとする。

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第９条　空き家バンクの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、野洲市空き家バンク利用登録申込書([様式第13号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000394))に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　誓約書([様式第14号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000400))

(2)　利用希望者の身分を証する書類の写し

(3)　利用希望者及び同居しようとする者の住民票の写し(発行日から３月以内のもの)

２　利用希望者及び同居しようとする者が、[次の各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000204)のいずれかに該当する者である場合は、[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000186)の規定による利用登録の申込みをすることができない。

(1)　本市の市税を滞納している者

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員である者

(3)　空き家に定住せず、又は定期的に滞在しない者

(4)　当該空き家の存する地域の自治会活動に参加せず、地域住民と協調して生活できない者

(5)　空き家を転売又は転貸する意思があると認められる者

(6)　[前各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000204)に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

３　市長は、[第１項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000186)の規定による申込みのあった場合は、内容等を確認し、適当であると認めたときは、野洲市空き家バンク利用登録台帳([様式第15号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000406))に当該利用希望者の情報を登録するものとする。

４　市長は、[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000221)の規定による利用登録をしたときは、野洲市空き家バンク利用登録完了通知書([様式第16号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000412))により当該利用希望者に通知するものとする。

５　市長は、利用希望者が第２項各号のいずれかに該当し第３項の利用登録ができないと判断した場合は、野洲市空き家バンク利用登録不可通知書（様式第17号）により利用希望者に通知するものとする。

６　[第３項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000221)の規定による利用登録について、その登録ができる期間は、利用登録の日から起算して２年以内とする。

（利用登録者への情報提供）

第10条　市長は、空き家バンクの利用登録をした者(以下「利用登録者」という。)の希望に基づいて、登録された空き家の詳細な情報を提供するものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第11条　利用登録者は、利用登録台帳の登録事項(様式第18号及び様式第19号において「利用登録事項」という。)を変更したときは、野洲市空き家バンク利用登録変更届出書([様式第18号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000418))を速やかに市長に提出しなければならない。

（空き家バンクの利用登録期間の延長）

第12条　利用登録者は、空き家バンクへの利用登録期間満了後も引き続き利用登録を希望する場合は、野洲市空き家バンク利用登録期間延長申出書([様式第19号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000370))を利用登録期間満了日までに市長に提出しなければならない。

２　[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000134)の規定により延長できる期間は、２年間とし、その後も、また同様とする。

３　市長は、[第１項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000134)の規定による申出を受け、空き家バンクの利用登録期間を延長したときは、野洲市空き家バンク利用登録期間延長通知書([様式第20号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000376))により当該利用登録者に通知するものとする。

（空き家バンクの利用登録の抹消）

第13条　市長は、[次の各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000256)のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、野洲市空き家バンク利用登録抹消通知書([様式第21号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000424))により当該利用登録者に通知するものとする。

(1)　利用登録者が、野洲市空き家バンク利用登録抹消申請書([様式第22号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000430))の提出をしたとき。

(2)　利用登録者が、利用登録の期間満了日までに、利用登録期間の延長の申出をしなかったとき。

(3)　利用登録者が、[第９条第２項各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000204)のいずれかに該当することとなったとき。

(4)　利用登録の内容に虚偽があると市長が認めたとき。

(5)　空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6)　[前各号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000256)に掲げるもののほか、市長が利用登録することが適当でないと認めたとき。

（希望物件の交渉、申込み及び通知）

第14条　利用登録者は、希望する物件の交渉を申込むときには、野洲市空き家バンク物件交渉申込書([様式第23号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000436))により、市長に申込まなければならない。

２　市長は、[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000281)の規定による申込みがあったときは、野洲市空き家バンク物件交渉に係る通知書([様式第24号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000442))により、協定締結団体に通知するものとする。

３　[前項](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000284)の規定による通知を受けた協定締結団体は、希望する物件の媒介業者に連絡し、その交渉結果について、野洲市空き家バンク物件交渉結果報告書([様式第25号](https://www.city.shiga-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r041RG00001574.html#e000000448))により、市長に報告しなければならない。

（登録所有者と利用登録者の交渉等）

第15条　市長は、登録所有者と利用登録者との空き家等の売買、賃貸等に係る交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条　登録所有者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1)　個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2)　個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3)　空き家バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしないこと。

(4)　保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講じること。

(5)　個人情報について漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、それに対する指示に従うこと。

付　則

この告示は、令和５年10月１日から施行する。